

質問に対する回答
（さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務）

番号	質問	回答
1	【要求水準書__6 業務内容】 ・職員配置については、業務要求水準書には 17 時以降の利用児童数に応じて「さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に記載の通り配置とあるが、17 時以前も同様の考え方で相違ないか。 上木崎（想定登録 121 名、想定利用 89 名）の場合 想定登録児童数の場合：4 支援/20 人以上 35 人以下とし 3 人×4 支援＝12 人配置 想定利用児童数の場合：3 支援/20 人以上 35 人以下とし 3 人×3 支援＝9 人配置 また、同じ 1 支援でも児童数によって配置職員数が異なると記載があるが、2 支援単位以上の施設における職員配置はどのように考えればよいか。 121 人＝1 支援あたり 20 人以上 35 人以下とし 3 人×4 支援分＝12 人 121 人＝1 支援が 1 人以上 19 人以下とし 2 人、残りが 1 支援あたり 36 人以上とし職員 4 人以上＝14 人 上記のようなケースは職員配置については、どのように捉えるべきかご教授いただきたい。	・御認識のとおり、放課後児童健全育成事業を利用する児童に対しては、時間問わず「さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年さいたま市条例第 53 号）」に規定する職員を配置する必要があります。 ・職員配置基準は「利用」児童数に対しての規定となっております。想定利用児童数 89 名の場合の配置人数は御認識のとおりです。 ・一の支援の単位を構成する児童の数を 40 人としており、その範囲内であれば一の支援の単位を構成する児童の数は受託者において調整することが可能です。そのため、例示いただきました二つのケースはどちらも職員配置基準を満たしていることになります。

番号	質問	回答
2	【要求水準書__6 業務内容】 ・放課後子ども教室の利用人数 20 名に対して職員 1 名以上は、1 人～20 人までに対して 1 名として考え、例として 21 名の利用は職員 2 名以上という認識で相違ないか。	・御認識のとおりです。
3	【要求水準書__6 業務内容】 ・ICT の導入にあたり、システム等の指定や条件はあるかご教授いただきたい。	・指定や条件はありません。
4	【要求水準書__6 業務内容】 ・学年による下校時間や 17 時以降の利用者減少等、利用時間ごとの配置人数は要求水準を満たすことを前提に時間帯による配置人数を調整して問題ないか。	・それぞれの時間帯の利用児童数に対して、規定どおりの職員数が配置されていれば問題ありません。
5	【要求水準書__6 業務内容／要求水準書__別紙 2】 ・おやつ代については保護者より 2,000 円を実費徴収するとあるが、要求水準書別表 2 に記載の利用料には含まれているかご教授いただきたい。含まれている場合、見積書への記載は必要と思うが、含まれていない場合は見積書への記載は不要か、必要な場合は収入・支出をどのように記載すればよいかご教授いただきたい。	・おやつ代は実費徴収であるため、要求水準書別表 2 の利用料には含まれておりません。見積書への記載も不要となります。
6	【要求水準書__6 業務内容】 ・職員の配置人数については、別紙 1 に記載の各事業の想定利用児童数と想定登録障害児数をもとに積算する認識でよろしいでしょうか。	・御認識のとおりです。

番号	質問	回答
7	【要求水準書__6業務内容】 ・入退室管理について、事業者での手配との認識でお間違いないでしょうか。	・御認識のとおりです。
8	【要求水準書__6業務内容】 ・中抜け（登所後塾や習い事のため外出し、再び戻ってくる事）は原則として禁止としてかまわないか。	・児童の安全確保の観点から、原則として中抜けは認めないこととしております。 ・例外的にやむを得ない事情がある場合には、受託者と保護者で協議のうえ、決定をお願いします。
9	【要求水準書__6業務内容】 ・（７）ク「②児童の関わりやすさの安定性・継続性を確保するため、支援員等の雇用に当たっては、長期的に安定した雇用形態となるよう努めること。」とありますが、受託者が切り替わった際の継続雇用率についてご教示ください。	・把握しておりません。
10	【要求水準書__6業務内容】 ・（９）エ「①利用料収入は、受託者の収入とする。」「②利用料収入は本事業の運営に充てること。」とありますが、別紙２利用料（Ｂ）の想定額より下回った場合の委託料のリスク分担についてご教示ください。 ・また、物価上昇・法令の変更等により人件費が大幅に増加した際のリスク分担についてご教示ください。	・利用料収入の増減による変更契約は予定しておりません。 ・委託料の積算においては、毎年度の賃金上昇分を見込んでいるところです。仮に想定を超える大幅な上昇があり、運営上必要な場合は市と協議を行うことができます。

番号	質問	回答
1 1	【要求水準書__7 委託料の支払い】 ・障がいのある児童の受入数が想定を上回った場合は、追加する職員配置分の人件費は別途与えられるのかご教授いただきたい。	・障がいのある児童の受け入れに対する経費は、想定児童数によらず一定額を積み上げているため、委託料の範囲内で運営をしていただくことになります。一方で、契約全体としては、障がいのある児童に限らず、想定児童数と大幅に差異が生じ、運営上必要な場合は市と協議を行うことができます。
1 2	【要求水準書__7 委託料の支払い】 ・委託料の精算について、ございますか。	・精算はありませんが、毎年度の想定児童数と実績との差によっては、市から受託者に協議を依頼し、減額の変更契約を行う可能性があります。
1 3	【要求水準書__8 費用負担】 ・光熱水費について「別紙3に記載の実施場所に係る費用は受託者が負担」とあるが、小学校内校舎内が実施場所となっている場合も費用負担が発生するのかご教授いただきたい。費用発生のある対象施設は想定金額が不明なため、昨年度実績や御市における想定金額をご教授いただきたい。また、施設における法定点検等の維持管理費用や修繕費についても昨年度実績や御市の想定があればご教授いただきたい。	・光熱水費については、「委託者」負担としております。 ・消防施設点検等の法定点検については、「委託者」負担としております。 ・昨年度において発生した修繕については、これまで放課後児童クラブとして施設を使用していたことによる経年劣化によるものであり、使用初期からの不具合と判断し、委託者が費用負担をしたため、実績がございません。
1 4	【要求水準書__8 費用負担】 （2）修繕費「1件につき50万円の修繕の費用負担は、原則として受託者の負担とする。」とありますが、直近年度において受託者が負担した修繕費用をご教示ください。	・直近年度において発生した修繕については、これまで放課後児童クラブとして施設を使用していたことによる経年劣化によるものであり、使用初期からの不具合と判断し、委託者が費用負担をしたため、実績がございません。

番号	質問	回答
15	【要求水準書__別紙1】 ・要求水準書別紙1に記載の履行場所について、複数住所の記載がある施設は小学校住所が放課後子ども教室、小学校外住所が放課後児童健全育成事業の認識で相違ないか。その場合、一体型ではなく、連携という認識で相違ないか。	・住所を複数記載している小学校は、以下の場合です。 専用室：別棟で設置 兼用室：校舎内の教室 この場合でも、兼用室において放課後児童健全育成事業を実施するため、校内交流型となります。
16	【要求水準書__別紙1】 ・土曜日及び長期休業期間における想定利用児童数についてご教示ください。	・令和7年度に実施している13校の登録児童数に対する割合の実績は以下のとおりです。 土曜日（4月～8月）：5% 長期休業期間（8月）：区分1 39%、区分2 56%
17	【要求水準書__別紙2】 ・要求水準書 別紙2 「想定事業費及び予算の上限額」末尾の注記「※『放課後子ども教室』と『放課後児童健全育成事業』の利用料収入全額を『放課後子ども教室』の事業費に充てることとする。」この意味がよく分かりません。	・本業務の委託設計は以下のとおりになっております。 ➢両事業の利用料収入を受託者の収入とする。 ➢当該両事業の利用料収入をまずは放課後子ども教室に必要な経費に充当。 ➢残額を放課後児童健全育成事業に必要な経費に充当。 ➢上記充当後に足りない部分を市から委託料として支払う。 ・委託設計のとおり充当しますと、七里小以外は「両事業の利用料収入合計額＞放課後子ども教室の事業費」となり、市からの委託料は全額を放課後児童健全育成事業に必要な経費に使っていただくことになります。 一方で、七里小は「両事業の利用料収入合計額＜放課後子ども教室の事業費」となるため、市からの委託料は放課後児童健全育成事業に必要な経費に加えて、放課後子ども教室に必要な経費の一部も含まれることになります。

番号	質問	回答
18	【要求水準書__別紙１・２】 ・ 想定登録児童数が想定を超えた場合、想定事業費（委託費）に変更はあるのか。ある場合はどのような算定になるのか。	・ 利用児童数に関わらず委託料の範囲内で運営をお願いします。 なお、想定児童数と大幅に差異が生じ、運営上必要な場合は市と協議を行うことができます。 また、金額については、児童数の実績を基に今回別紙２で提示した予算の上限額の積算方法で市が算出し、受託者の不足額も考慮したうえで協議を行い、予算の範囲内で対応します。
19	【要求水準書__別紙３】 ・ 想定利用児童数が想定を超え、兼用室が足りなくなる場合、さいたま市が学校と協議し、他の諸室を手配していただけるのか。また兼用室が確保できない場合は、面積に応じた定員を設けるのか。	・ 来年度からの実施に向けた学校との協議では利用児童数が想定を超えた場合も考慮し、余裕をもって兼用室を確保しているところです。仮に足りなくなった場合には、御認識のとおり市が学校と協議し、新たな兼用室を確保いたします。 また、本事業はすべての利用を希望する児童を受入れる事業であるため、定員は設けません。
20	【要求水準書__別紙３】 ・ 専用室、兼用室について実施場所が異なるため、距離感を把握したいと存じます。学校敷地内、学校校舎内、実施場所等を示した図面をご教示ください。	・ 「（別紙）専用室及び兼用室位置図」のとおりです。
21	【企画提案実施要領__6 参加意思の表明手続き】 ・ 応募学校の応募上限はありますでしょうか。	・ ありません。

番号	質問	回答
2 2	【企画提案実施要領__別表 3】 ・ 2（2）エ「企業名、企業ロゴを記載しないこと。」とありますが、正本にも記載しないという解釈でよろしいでしょうか。	・ 御認識のとおりです。
2 3	【企画提案実施要領__別表 3】 ・ 放課後児童支援員等処遇改善事業は見積に含めての提出か別途契約等により見積に含めない認識かご教授いただきたい。	・ 別途補助事業として実施しておりますので、見積書への記載は不要となります。
2 4	【企画提案実施要領__別表 4／要求水準書__別紙 2】 ・ 実施要領別表 4 記載の「3 価格」に「予算の上限を下回っているか」と記載があり、要求水準書別表 2 欄外に「※利用料収入全額を放課後子ども教室事業費に充てること」と記載されているため、子ども教室の予算上限は設定されておらず見積書については一体型として施設全体での収入・支出がわかるように表記されていれば問題ないか。また、その場合放課後子ども教室は課税事業であり、消費税については見積書上どのように記載すれば良いかご教授いただきたい。	・ 見積書は、以下のとおり記載してください。 収入…放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室で分けずに両事業の合計値を記載。 支出…放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室で分けて記載。 放課後子ども教室の経費に対しては消費税を積み上げて記載。 ・ 企画提案実施要領別表 4 記載の「3 価格」に「予算の上限を下回っているか」については、以下のとおりになっていれば問題ありません。 総支出額（両事業の合計値）－要求水準書別紙 2 記載の利用料（両事業の合計値）≤予算の上限額（両事業の合計値）
2 5	【その他】 ・ 2026 年 4 月の運営開始に向けた引継ぎ等については職員配置等の仕様があるかご教授いただきたい。また、費用負担については別途契約等あるかご教授いただきたい。	・ 引継ぎにおける職員配置基準は定めていないため、受託者で業務に必要な職員数を配置してください。 また、費用負担について、開設に向けた準備を含めて本委託契約としており、別途契約はございません。

番号	質問	回答																																	
26	【令和8年度導入校】 ・勤務されている職員数（常勤・非常勤・雇用形態）についてご教示ください。	・クラブに所属している職員数は以下のとおりです。（居場所事業に転換予定の放課後児童クラブ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラブ</th><th>常勤</th><th>非常勤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植竹</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>大砂土東</td><td>3</td><td>9</td></tr> <tr> <td>神田</td><td>0</td><td>4</td></tr> <tr> <td>大久保</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr> <td>上木崎</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr> <td>本太</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr> <td>文蔵</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>三室</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr> <td>大門</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr> <td>西原</td><td>0</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> ※植竹と文蔵は児童センター内のクラブであり、児童センター兼務職員を除いた人数。 ※大砂土東は民設クラブ（2クラブ）、大砂土東以外は公設クラブ。	クラブ	常勤	非常勤	植竹	0	1	大砂土東	3	9	神田	0	4	大久保	0	3	上木崎	0	3	本太	0	3	文蔵	0	1	三室	0	5	大門	0	5	西原	0	5
クラブ	常勤	非常勤																																	
植竹	0	1																																	
大砂土東	3	9																																	
神田	0	4																																	
大久保	0	3																																	
上木崎	0	3																																	
本太	0	3																																	
文蔵	0	1																																	
三室	0	5																																	
大門	0	5																																	
西原	0	5																																	
27	【大和田小学校】 ・大和田小学校は新規開校ということで、他の居場所事業と違い開設準備がゼロからのスタートとなりますが要求水準書別紙4に記載してある備品以外に市が購入する予定のものはありますか。 また、事業者側が購入するのであれば最低限買わなければならない購入リストなどがありますか。	・現時点で別紙4に記載している備品以外に購入する予定はありません。 また、受託者が購入しなければならない物のリストはありませんが、別紙4に記載していない物で必要と思われるものは受託者で用意していただく必要があります。（例：電話機 等）																																	